

群馬県 精神保健福祉協会だより

平成26年3月26日 発行 第22号

事務局

群馬県こころの健康センター内
379-2166 前橋市野中町368番地
TEL 027-263-1166
FAX 027-261-9912

もくじ

◇巻頭言

変わりゆく障害者施策 1

◇寄稿

日精看群馬県支部幹事
としての活動 3

◇団体会員からの近況報告

特定非営利活動法人
こころの応援団 4

中泉メンタルクリニック
リワークディケアぐんま 5

特定非営利活動法人 山脈 6

◇事業報告 7

◇事務局インフォメーション 8

巻頭言

変わりゆく障害者施策

群馬県社会福祉協議会会長 下城 茂雄



昨今、障害者施策は、大きく変わり、また、前進しており、特に、ここ数年は、「障害者権利条約」の批准に向けた動きにより、大きく前進しました。結果として、昨年12月の臨時国会において、全会一致で「障害者権利条約」の批准が承認され、これを受け、政府は、本年1月20日、「障害者権利条約」を批准しました。

また、法整備も進んでおり、「障害者権利条約」の批准に向けては、昨年1年間をみても、4月1日には、それまでいろいろ議論のあった「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が一部を除き施行され、同時に、「障害者優先調達推進法」も施行されました。6月13日には、「改正障害者雇用促進法」が成立し、雇用分野での差別を禁止しました。6月19日には、「障害者差別解消法」が成立し、権利条約批准の条件が整いました。9月27日には、「改正障害者基本法」に基づき、国が取り組む障害者施策の方向性を示す「障害者基本計画（第3次）」が閣議決定され、障害者の参加を拒む社会的な障壁をなくす差別禁止の視点などが盛り込まれました。このように、昨年1年間をみても、非常に大きな動きがありました。

こうした流れの中で、精神障害者分野の昨年1年間の動きについてみると、昨年4月19日には、精神障害者の生活や就労を支援する事業所を会員とする、「全国精神障害者地域生活支援協議会」、「全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク」及び「日本精神保健福祉事業連合」の三つの全国団体が、今後の方針として、精神保健福祉の充実・促進を目指し、調査研究や情報提供、制度政策提言活動などを行うとのことで、連絡組織である「精神保健福祉事業団体連絡会」を立ち上げました。6月13日には、「改正精神保健福祉法」が成立し、精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定や保護者制度の廃止などが盛り込まれ、一部を除き、本年4月1日から施行されることとなっています。また、同日成立した「改正障害者雇用促進法」では、精神障害者の雇用が義務づけられました。さらに、昨年9月の第3次障害者基本計画では、分野別施策の基本的方向の中で、精神障害者の地域移行の推進が謳われています。

ここで、精神障害者施策についておおまかに述べれば、従来、「精神衛生法」という保健医療対策の枠組

みの中で行われ、昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」においても、医療を必要とする精神障害者は心身障害者に含まれないという解釈がなされてきましたが、平成5年の同法の改正により、「障害者基本法」が成立し、精神障害者が障害者として明確に位置づけられました。その後、平成7年には、昭和62年制定の「精神保健法」が「精神保健福祉法」に改められ、精神障害者保健福祉手帳制度が創設され、精神保健と精神障害者福祉を総合的に実施していくための制度が整えられました。また、前述のとおり、昨年の「改正障害者雇用促進法」では、精神障害者の雇用が義務づけられました。これまで、身体障害者や知的障害者に比べ、精神障害者に対する福祉対策が遅れていた感がありましたが、ここにきて、ようやく追いつこうとする方向にあると思われます。

ご承知のとおり、精神障害者施策については、第3次障害者基本計画でもそうですが、特に、地域移行の促進が以前からの課題となっています。昨年12月26日には、昨年6月に成立した「改正精神保健福祉法」に基づき厚生労働大臣が策定する、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案」が、社会保障審議会障害者部会で了承されました。全体の方向性としては、「入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現」が明記されています。この中で、「障害福祉サービス事業者と医療機関との連携を進めること」や「居住支援施策を推進すること」が挙げられています。地域移行は、精神障害者福祉のみならず、福祉全般に当てはまるのですが、医療面ではもちろんのこと、私ども福祉関係者が携わる福祉面においても、これから施策の中心として、取り組んでいかなければならない大きな課題です。

なお、医療面については、精神疾患患者は全国で320万人といわれており、いわゆる4大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）よりも多い状況で、昨年度からは、医療法に基づく5疾病の一つに指定され、4大疾患とならぶ社会的に重要な国民病として位置づけられることになりました。これに伴い、現行の県の第6次保健医療計画も一部改定され、精神疾患に関する連携体制や指標が新たに定められました。

いずれにしても、精神障害者施策を含め、障害者施策の前進は喜ばしいことであり、同時に、「障害者権利条約」の批准は大変喜ばしいことであると思っています。これからがスタートとなるわけですが、障害者

にかかわらず、誰もが生きやすい社会にしていかなければなりません。私ども群馬県社会福祉協議会といたしましても、県社協の基本理念である「県民だれもがともに支え合い、住み慣れた家庭、地域で、その人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」を目指し、県民の皆様、行政、関係機関・団体などと連携し、自らの使命と役割として、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。



寄稿

日精看群馬県支部幹事

としての活動

日本精神科看護技術協会群馬県支部幹事 関 信夫



私が精神科看護師として勤務を始めて、約7年になります。看護師歴は17年ですが、資格取得から一般病院に勤務していた為、精神科看護師としてはまだまだ未熟な点があります。精神科看護師として日々学び自分自身の向上に努めていましたが、県内の他の精神科病院の看護師の方と関わる機会というものはなく情報交換をしてみたいという気持ちはありながらも出来ませんでした。

そんなとき所属の病院から、日本精神科看護技術協会の支部幹事をやってみてはどうかとの話があり、2年前から支部幹事として活動をさせて頂いております。支部幹事として初年度より情報委員会に所属し活動をしていましたが今年度より情報委員会の委員長となり、委員会の中心をまかせていただくことになりました。情報委員会の主な活動としては、群馬支部の活動内容を会員の皆様に発信していくこと、また新たな会員の獲得を目指していくというものです。

具体的な内容としましては、年2回の支部機関紙を発刊し活動の報告や様々な情報提供を行うというものです。また今後は支部のホームページを使い、より充実した情報提供ができるようにしていきたいと思っております。

日本精神科看護技術協会では、学術的な研究から地域にねぎしたイベントの開催までさまざまな活動を通じて精神科看護の向上を目指しています。われわれ支部幹事は支部長を中心とし群馬支部の看護者の専門性、質の向上に努めています。また会員が会員であることに満足感が得られる支部活動を行えるよう日々検討しております。

支部幹事として他の病院の看護師の方と関わっていくと、さまざまな情報交換を行うことが出来ます。精神科看護師の大先輩方も多く私自身も学びになることがあります。

平成25年8月には日本精神科看護学術集会専門Ⅰが群馬県で開催され実行委員として参加させて頂くことが出来ました。全国からの参加者460名を迎え盛大に

開催されました。各領域における分科会や看護研究発表の場では活発な意見交換が行われ、それが専門性を高める学びになったのではないかと思います。

私自身も実行委員という形での参加で他支部の方との関わりも持て非常に有意義な時間を過ごすことが出来ました。

私たち精神科看護師は、精神障がい者の回復と健康な暮らしに寄与する専門性を發揮し続けるために、社会の変化に合わせて変わっていく必要があります。そのためには精神科看護師がそれぞれの知見を持ち寄り、看護の質を高め合いながら、社会の要請に応えていかなければなりません。今回の学術集会に参加できそれらの知識を高める事が出来ました。

支部幹事として活動する中で様々な経験をし、知識や意識の向上につながりました。しかし、私自身は、今年度で任期終了であるため支部幹事は退任となります。

2年間で学んだ知識やネットワークを生かして今後も精神科看護師として日々向上していきたいと思っております。



|||| 団体会員からの近況報告 ||||

特定非営利活動法人 こころの応援団

代表 千代田すみ子

こころの応援団は平成20年に設立し、やっと6年目のまだまだ未熟なボランティアグループです。ですが、皆さまからの反響は大きく、当法人としては感謝と驚きの連続でした。それはきっと新しい発想を基に活動してきたからかもしれません。その発想とは「心の病を抱える方と一般の方とをつなぎ、支え合う機会を積極的に生み出す」ことでした。そして、障害の有無に関わらず参加者に同じ対応をしてきました。一緒に楽しみながらお互いを理解しあえる関係を作っていくたい。そう願って今まで当法人は様々な事業を開催してきました。

このような取り組みは、障害者にとって新鮮であったようです。しかし、時には、優しく感じられなかったり、時には傷つけられたこともあったかもしれません。ですが、それが社会なのです。大切なことは、傷ついた時にいかに寄り添えるか、傷が癒やされるのをどれだけ信じて待てるかだと思います。温かい心で接することは大切です。ですが、温か過ぎると社会との温度差が大きくなり、ある意味隔離しているのと同じになってしまいます。

このような発想で現在も「エンジョイ事業」と名付けた一般的にはサロン事業と呼ばれる事業を毎月開催しています。居場所作りや仲間作りはもちろん、一般募集した方々と年に数回は群馬県内の自然豊かな場所や楽しい所に出向き、一緒に楽しんでいます。

一方で当法人は、自殺対策事業も開催しています。これは、群馬県との協働事業によりスタートし、現在は群馬県障害政策課より支援を受け毎年開催しています。スタートより3年間はゲートキーパー養成を行ってきましたが、昨年度より対面型の相談事業を開催しています。この事業を「あなたのお話し聴きに行きましょうCar（カー）」と名付け、相談者の都合に合わせ移動相談車で出張相談を行ってきました。当法人の活動エリアである利根沼田地域の新聞折込チラシで広報したところ反響は大きく、大勢の方から連絡が入りました。相談内容は深刻なものから愚痴までさまざまですが、相談者にとってはどれも大きな問題なので

す。当法人は問題解決よりも寄り添うことに重点を置き、孤独や孤立を防ぐ役目を担いたいとの事業を行っています。相談者からも「こんなところがほしかった」と好評です。

こころの応援団はエンジョイ事業や自殺対策事業、またその他の事業でも「心に寄り添い支え合う」ことを大切にし、これからも活動を続けていく考えです。



中泉メンタルクリニック リワークデイケアぐんま

主任 秋山智恵子

おはようございます！と次々に受け付けをすませフロアに集まつてくるメンバーさん。その日の気分・体調や予定を発表する朝のミーティングに始まり、ラジオ体操・英語の歌・脳トレを済ませ、いよいよプログラム開始。午前は、リワーク支援室で行う復帰直前プログラムとフロアで行う通常プログラム、午後は全メンバーさん対象のプログラムを提供させていただいております。土曜日には復帰後支援プログラムを実施し、就労した方が就労継続できるようフォローバック体制をとっています。どのプログラムも、うつ病等の精神疾患を患った経緯を振り返り、再休職しないための生活や就労の仕方の工夫や物事の捉え方を学び、対人関係のトレーニングを実施することで、自己を知り、社会で自己を活かすためのスキルアップを目指しています。

特に、復帰直前プログラムでは、復帰に向けて職場を想定した活動を行っていただくことで、就労時とほぼ同等の精神的負荷をかけさせていただいている。この群馬県精神保健福祉協会に入会させていただききっかけとなった今年度のこころのふれあい・バザー展も、企画・準備・当日の役割・振り返り等、全てを復帰直前プログラム利用中のメンバーさんに取り組んでいただきました。常に、仕事をするという意識で取り組んでいただくことで、仕事のどのような部分でストレスを感じやすいのか、職場の人間関係でどのようなコミュニケーションスキルが不足していたのかなど、メンバーさんの言葉で話していただけるようになっていきます。こうしたメンバーさん主体の気づきや成長は、スタッフとして大きな喜びにもなっております。

当デイケアは、高崎市中泉町に平成19年4月に開院したあと、平成22年10月に高崎市福島町に移転し、『リワークデイケアぐんま』を併設してから4年目に入りました。デイケア開所当初は、どのような支援が有効であるか試行錯誤しながらの毎日で、利用者が少なく、提供できるプログラムに限りがありました。しかし、現在では1日20名前後の方が通所して来てくださるので、集団を利用した効果的なプログラムを実施できるまでになりました。メンバーさん個人の気づきや成長はメンバーさん全体へと影響を与え、スタッフである私たちに、どのような支援がその方にとて有効であるかのヒントをたくさん与えてくれると同時に、

人として支援者としての成長を促してくれます。

最後になりましたが、試行錯誤しつつリワーク支援に携わってきた私たちスタッフと一緒にデイケアを作り上げてきてくれたメンバーのみなさん、当デイケアには出来ない部分を手助けしてくださった多くの連携施設スタッフの方々に、心から感謝申し上げます。これからも、メンバーさん主体の支援とは何かについて考えつつ、自己課題の明確化と課題達成に日々努めているメンバーさんと一緒に『リワークデイケアぐんま』を成長させていきたいと思っております。まだまだ未熟な施設ですが、群馬県精神保健福祉協会会員のみなさま、どうぞ宜しくお願ひいたします。



特定非営利活動法人 山脈

理事長 筒澤 繁男

精神障がいの方々が「障がいを持ちながらでもごく当たり前に地域で暮らせる」ために、少しでもお役に立ちたいとの思いから特定非営利活動法人山脈を平成16年2月に設立し、丁度満10年となりました。

当初、社会福祉法人の設立を考え、資金を集め、授産事業所建設の土地も用意し、県の審査も終わり、後は授産事業所の施設整備費の補助採択を待つばかりとなりましたが、平成15年度は全国的にも施設整備費の申請に対する採択が20%程で、群馬県では当法人も含め4件の申請が出されましたが、全て不採択という大変厳しい年でした。

しかし、「施設の開所を待つ当事者（障がい者）の方々を前に1日も早い開所を！」と考え、当時の精神保健福祉法では、授産施設ではなく定員19名以下の小規模授産施設であれば、社会福祉法人ではなく特定非営利活動法人（NPO法人）でも運営が可能であり、しかも、建物も自前の建物でなく借家でも開所が出来ることを知り、急遽、社会福祉法人の設立準備会から特定非営利活動法人の設立準備会に変更し、先に述べたように平成16年2月特定非営利活動法人山脈を設立し、同年4月、当法人が最初に運営する精神障害者小規模通所授産施設「みやま工房」を職員4名、定員19名で開所しました。

あれから10年、当法人は、精神障がい者の処遇に関する法律が精神保健福祉法から、障害者自立支援法、障害者総合支援法とその名前と内容を変えていく中、現在は、就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）の2つの福祉サービスを提供しています。

現在、グループホーム「ハーモニーやまなみ」は、5ホーム定員28名で運営しており、最近の入居状況は1名の欠員となっています。

一方、就労継続支援B型「みやま工房」は利用者の増加に伴い定員20名から40名、60名へと拡大をしてきましたが、2月1日現在、登録者89名、平均利用率は約70%となり、毎日60名程の方が通所利用されています。登録者の障害種別は精神70名、知的18名、身体1名、男女比は男性49名（55%）、女性40名（45%）、平均年齢43歳となっています。

授産訓練の作業内容についても、この10年間、利用者の増加に伴い、利用者の選択肢を広げ工賃の向上を図るため、当初は手内職的な軽作業の請負事業からスター

トし、宅配弁当事業「キッチンハウスみやま」、製菓・製パン事業「麦のゆめ」、製菓・製パンの店舗及び喫茶事業、農業事業、そして、病院、老健施設、旅館等の日常清掃を請負う清掃事業（施設外就労）と事業の拡大を図ってきました。

そして、平成26年度、4月より宅配弁当事業「キッチンハウスみやま」を「みやま工房」より独立させ、就労継続支援B型（定員20名）の新規事業所として開所します。今後は、お昼の宅配弁当事業に留まらず、仕出し弁当や惣菜等の製造・販売を行う総合的な食品加工事業へと発展させ、障がい者の方々の仕事の創出と工賃の向上を目指します。

また、本体である「みやま工房」は就労継続支援B型（定員40名）とし、製菓・製パン事業「麦のゆめ」、清掃事業（施設外就労）、農業事業を柱に更なる利用者サービスの向上を目指します。特に農業については、今、国でも農福連携を掲げ、農業の後継者不足と障がい者の雇用問題の解消対策として力を入れており、当法人としても力を入れたいと考えています。

これまで、野菜を無農薬で自家栽培し「安全、安心、朝取り」を売りにし、「キッチンハウスみやま」の宅配弁当や「麦のゆめ」の製菓・製パン事業へ供給をしたり、また、米や小麦も自家栽培し同様に供給をしてきました。

しかし、一昨年からは、宅配弁当や製菓・製パン用の食材供給だけでなく販売用の作物にも積極的に挑戦し、長ネギ、玉ネギ、ほうれん草、枝豆、落花生などを栽培しており、この冬も寒さに負けず、毎日、長ネギやほうれん草をJAやファームドウさんに出荷しています。更に平成26年度は地域の不耕作地を新たに借り入れ、全体で田んぼ約2町歩、畑は約3町歩を管理することになり更なる挑戦が始まります。

また、当法人ではここ近年、力を入れている活動に障がい者自身による当事者活動、いわゆる「ピア活動」の支援があります。当法人には、「ホープ・オズ・ハート」というピア活動グループがあり、毎週火曜日の午後にミーティングを開催しています。障がいを持つ利用者さんがお互いに病気の経験や服薬のこと、苦労したことやそれを如何に克服してきたかなど語り合い交流を深めています。毎年恒例となった当法人が開催する地域交流事業「やまなみまつり」では、体験

発表や寸劇を通じて多勢の皆さんの中で報告をし、自身を深める利用者さんも出てきました。

また、入院をされている患者さんやご家族、ボランティアなどの支援者の方々の前で報告する機会も増え、中には「今度はいつ発表会があるのか?」と楽しみにしている利用者の方もいます。

そして、最近ではこのピア活動が榛名病院、廻橋病院、群馬病院、更には明清会、唯愛会などの支援事業所と連携し交流が図られ、全県的な活動に広がりつつあります。

こうした中、群馬県精神障害者社会復帰協議会（群精社協）ではピア活動を重視し、「平成25年度群馬県精神障害者地域移行支援事業」の一環として、ピアセンターの養成・研修・交流事業に取組んでいます。

これらの活動を通じて、身体障がい者や知的障がいの方々と同じく精神障がい者の全県的な当事者の会が1日も早く結成されることを願っているところです。

偏見を無くし、障がい者の皆さんの福祉・社会的地位

の向上にとって当事者皆さんの声と活動こそが大きな力であると考えます。

私達も微力ながら障がい者の皆さん、とりわけ心に病、障がいをお持ちの方々の経済的・社会的自立、そして、福祉の向上のために努力を続けたいと思います。



事業報告

1 こころの県民講座

(群馬県こころの健康センターと共催)

日 時 平成26年2月9日(日) 14時00分から
会 場 群馬会館ホール
講 師 群馬県立精神医療センター
院長 武井 満 先生
演 題 司法精神医療の過去・現在・未来
～心神喪失者の社会復帰を進める～



2 こころの電話相談

日 時 第1回	平成25年9月29日(日)
10:00~15:00	相談件数 20件
第2回	平成25年11月17日(日)
10:00~15:00	相談件数 5件
第3回	平成26年2月16日(日)
大雪のため中止	

感謝 協力団体（相談員を派遣）

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学教室
日本精神科病院協会群馬県支部
群馬県臨床心理士会
群馬県精神保健福祉士会
群馬県こころの健康センター

※群馬県精神保健福祉協会だより第21号の記事に訂正がありました。

2頁目右列9行目「第63回精神保健福祉全国大会」
誤 (2015. 10. 前橋 (予定))
正 (2016. 10. 前橋 (予定))

事務局インフォメーション

「第14回精神保健福祉ボランティア 全国大会 in ぐんま」開催

「第14回精神保健福祉ボランティア全国大会 in ぐんま」が開催されます。

当協会は、後援団体となっています。

主 催 群馬県精神保健福祉ボランティアの会「新東風の会」全国大会実行委員会

日 時 平成26年6月27日(金) 11時00分から20時30分

会 場 伊香保温泉ホテル木暮



会 員 募 集



群馬県精神保健福祉協会は、県民の精神保健福祉の向上を目的として活動しています。

会の活動に関心のある個人や施設・団体等の入会申込みをお待ちしています。

入会は、いつでもお受けしています。

入会をお待ちしています

会 費 1口1,000円 入会金は不要

・個人会員（個人で入会の場合） 年1口以上

・団体会員（施設・団体等で入会の場合） 年3口以上

入会申込 「入会申込書」に御記入の上、ファックスまたは郵便で、当事務局へ御提出ください。

〔会長 福田正人（群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学教授）
会員数 平成26年2月28日現在 個人会員245名、団体会員49団体〕

入会申込書

群馬県精神保健福祉協会への入会を申し込みます。

平成 年 月 日

群馬県精神保健福祉協会長様

団体名又は 勤務先	会員の種類	
ふりがな	(該当を○で 囲んでください)	
氏名 (代表者名)	・個人会員 〔職種〕	
住 所	〒	・団体会員
電 話 番 号	()	